

# 令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務委託に係る 企画提案公募実施要領

## 1 目的

介護人材の確保及び定着を図るため、介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）トライアル事業の利用を促進し、介護事業所の生産性向上を推進する。

業務委託にあたっては、民間の創意工夫を最大限引き出す観点から、成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）を活用する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務

### (2) 委託業務の内容

別添仕様書（案）のとおり

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 委託経費の上限額

20,068千円（消費税及び地方消費税並びに成果連動支払額を含む。）

## 5 参加資格

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

## 6 提出書類等

提出書類は以下のとおりとする。(2)は別途定める仕様書（案）に基づき業務内容を

企画し、「令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業利用促進業務委託に係る企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成すること。

なお、(2)の資料は5部（正本1部、副本4部）提出すること。

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 法人等の概要に関する書類
  - ・法人等の概要、組織図、役員名簿
  - ・定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
  - ・直近の事業報告書及び収支決算書

## 7 応募に際しての留意事項

- (1) 著作権、特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (2) 複数提案の禁止  
提案者の提出する企画提案書は1案に限る。
- (3) 提出書類の変更等の禁止  
提出期限以降の書類の変更、差替え又は再提出には原則として応じない。
- (4) 提出書類の返却等  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。  
なお、提出書類は委託先選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 費用負担  
企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。

## 8 応募手続

### (1) 質問受付

本企画提案に基づく質問は、質問票（様式3）により受け付ける。

ア 提出期限 令和6年4月22日（月）17時【必着】

イ 提出方法

- ・「質問票（様式3）」により、電子メール又はFAXで下記12の担当課へ送付すること。（口頭又は電話での問合せは受け付けない。）
- ・質問事項は簡潔に記載すること。
- ・電子メールでの送付の場合には、件名に「令和6年度青森県介護テクノロジートライアル事業業務委託企画提案公募に係る質問票」と表記すること。

## (2) 質問への回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、青森県庁ホームページに掲載する。

## (3) 企画提案書等の提出

企画提案書（様式2）は作成要領に基づき作成すること。なお、提案書類は返却しない。

※提出書類等詳細については、「6 提出書類等」を参照すること。

ア 提出期限 令和6年5月10日（金）17時【必着】

イ 提出先 下記12の担当課

ウ 提出方法 持参（受付時間は8時30分から17時まで。ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）又は郵送（書留郵便又は配達証明等、配達状況が確認できる方法を推奨。）

## 9 審査基準・選考方法

### (1) 審査方法

提出された書類及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、県職員等で構成する選定委員会が、別に定める審査基準に基づき審査を行い、最も総評価点の高かった提案者を最優秀提案者（委託候補者）とし、次に総評価点の高かった提案者を次点提案者とする。

なお、審査は非公開とする。

ア 日程 令和6年5月16日（木）（時間は別途通知）

イ 場所 青森県庁内会議室（青森県青森市長島一丁目1-1）又はオンライン（Zoom）（詳細については、後日提案者に通知する。オンライン参加を希望する場合には、8（3）アの提出期限までに下記12の担当課あて申し出ること。）

### (2) プレゼンテーション

審査会において、企画提案書の内容について提案者のプレゼンテーションを行う。

- ・提案者が1者であっても選考を行う。
- ・プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とする。
- ・プレゼンテーション後、審査委員から参加者に対し10分程度質疑がある。
- ・出席者は1団体につき、原則3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出書類の使用を原則とする。当日会場での資料投影については任意とする。資料投影を行う場合は、8（3）アの提出期限までに下記12の担当課へ申し出ること。また、投影資料のデータについては、当日、USBメモリー等を持参（オンライン参加の場合は画面共有）すること。

### (3) 審査基準

別添「審査基準」のとおり

### (4) 審査結果

審査結果は全ての提案者に対し文書にて通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 10 日程（予定）

令和6年4月22日（月）	質問受付期限
令和6年5月10日（金）	企画提案書提出期限
令和6年5月16日（木）	審査会
令和6年5月21日（火）	選考結果の通知
令和6年5月下旬	契約締結

## 11 契約に関する基本的事項

(1) 最優秀提案者（委託候補者）は業務受託予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。

ただし、最優秀提案者（委託候補者）に事故等（本公募実施要領5に定める要件に該当しないことが判明した場合を含む。）があり、見積徴取が不可能となった場合は、次点提案者を当該見積徴取の相手方とする。

(2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

(3) 再委託は発注者の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

## 12 担当課（問い合わせ先）

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ

E-mail : kaigo\_todokede@pref.aomori.lg.jp

TEL 017-734-9299 FAX 017-734-8090